

火山研究推進委員会の設置について（案）

令和3年5月18日
科学技術・学術審議会
測地学分科会

科学技術・学術審議会測地学分科会運営規則（平成13年3月15日測地学分科会決定）第3条第1項に基づき、測地学分科会に火山研究推進委員会を設置する。

調査事項

火山に関する調査研究に係る専門的な事項

設置期間

委員会の設置が決定した日から令和5年2月14日までとする。